



2021年11月12日

各位

会社名 株式会社 岩手銀行
代表者名 取締役頭取 田口 幸雄
(コード番号 8345 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員総合企画部長
岩山 徹
(TEL 019-623-1111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社岩手銀行(頭取 田口 幸雄)は、2021年11月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	300,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.70%)
(3) 株式の取得価額の総額	600,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2021年11月16日~2021年11月30日
(5) 取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)を含む市場買付け

(注) 市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性がある。

(ご参考) 2021年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	17,596,463株
自己株式数	901,323株

以上